

## 第35号議案

### 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を第24号とし、第15号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

#### (16) 公立大学法人島根県立大学

第2条第1項中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

#### (5) 財団法人自治体国際化協会

第5条中「通勤」の次に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。